

保護者 各位

埼玉平成高等学校  
事務室

国の高等学校等就学支援金（7月～翌年6月分）の申請について

初夏の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、高等学校等就学支援金（7月～翌年6月分）の申請についてご案内いたします。本年度から申請などはe-Shienというオンラインでの申請となります。ただし、昨年度（1年生は4月の申請で）認定されていれば、引き続き審査されますので申請は不要となります。

**【計算式】 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額**

（※保護者の人数の合算） ※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する

上記による算出額 < 154,500円 → 支給額：年額300,000円（本校の授業料年額）  
< 304,200円 → 支給額：年額118,800円

〈目安〉

年収約590万円未満の世帯	支給額：年額300,000円
年収約910万円未満の世帯	支給額：年額118,800円

昨年度（1年生は4月の申請で）不認定もしくは申請していない方で本年度の申請を希望する方は以下の**1～3の手順**でオンライン（e-Shien サイト）にて申請を行っていただきます。本校ホームページ（<https://www.saitamaheisei.ed.jp/guide/fee>）に利用者マニュアルがございますので、よく読んで必要事項の入力を行ってください。また、操作が分かりにくい場合は文科省の操作説明動画（<https://www.youtube.com/watch?v=-KZa05067No>）を参考にしてください。

**7月20日（火）**までに入力を完了するようにしてください。期日に遅れた場合、減額または補助が受けられないことがありますのでご注意ください。



学校ホームページ



文科省動画ページ



e-Shien ページ

**1 ログイン（マニュアルP5～P6参照）**

郵送でお送りしているIDとパスワードでシステムにログインしてください。

<https://www.e-shien.mext.go.jp>

**2 意向登録（マニュアルP7～P8参照）**

（昨年の意向登録が引き継がれている場合は、認定申請に進んでください。）

昨年度（1年生は4月の申請で）に「意向なし」であった方が「意向あり」にする場合、学校で意向解除をしてからでないと登録できませんので、学校にご連絡ください。

**3 受給資格認定（マニュアルP9～P14参照）**

画面の案内に沿って、認定申請画面に進み、申請を行ってください。

保護者の課税地について今回入力するのは2021年1月1日時点で住民票があった市区町村です。